

警報発令時の臨時休業及び学校からの連絡について

近年の異常気象の影響で気象警報が発表される日が多くなっています。その場合の学校の対応について連絡いたします。

つきましては、「警報発令時の対応」を肱川中学校校区（肱川小・河辺小）と連携し、下記のように対応させていただきます。

なお、警報発令時や急な連絡等は「ミライムレター」にてご連絡いたします。

記

1 判断基準

午前6時の気象情報で、大洲市に、「暴風警報」、「大雨警報」、「洪水警報」「大雪警報」、「暴風雪警報」のいずれかが発表された場合は、原則として臨時休業とします。ただし、「南予北部」に警報が発表されていても「大洲市」には発表されていない場合がありますので、大洲市に発表されているかどうかを判断基準としてください。

2 連絡

- (1) 上記の警報が午前6時の時点で発表されている場合は、給食は止まります。
- (2) 午前6時の気象情報を受け、「ミライムレター」にて連絡事項を配信します。

3 その他

- (1) 上記の対応は肱川中学校校区（肱川小・河辺小）も同様です。
- (2) 臨時休業で授業数が不足した場合は、補充授業を行います。
- (3) 学校からの連絡はすべて「ミライムレター」で行います。正確かつ迅速に伝えるための方法ですので、ご協力をお願いします。
- (4) 警報が発表されていなくても、自然災害等（がけ崩れや道路凍結など）で登校が危険だと保護者が判断される場合は、自宅待機させた上、学校に連絡してください。